

高崎市トライアスロン協会 規約

第1章 総則

第1条（名称）

本会の名称は、高崎市トライアスロン協会（略称：TTA）とする。

第2条（目的）

本会は、群馬県トライアスロン協会の加盟団体として、高崎地域におけるトライアスロンを主体とした関連競技（以下、総称して「トライアスロン」という。）を統括し、代表する団体として、トライアスロンの健全な普及発展を図るとともに、トライアスロンに関連するスポーツを楽しむアスリート相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) トライアスロンの普及及び指導
- (2) トライアスロンの競技会、練習会、講習会等の企画及び実施
- (3) トライアスロンの競技会及びトライアスロンに関連するスポーツに対する協力と支援
- (4) トライアスリートの育成と交流
- (5) 主要大会等への代表選手の推薦
- (6) トライアスロンに関する情報、刊行物の発行、回覧
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4条（事務局）

本会の事務局は群馬県高崎市に置く。

第2章 会員

第5条（会員の種別）

本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の主旨に賛同し入会した個人
- (2) 協賛会員 本会の活動に協賛する個人、団体又は県協会会員
- (3) 名誉会員 本会对し特に功労のあった個人で総会の議決を経て推薦された者

第6条（入会）

- 1 本会に入会する者は、入会申請書を本会に提出し、本会会長の承認を得て会員となる。
- 2 協賛会員及び名誉会員は、入会の手続きを要せず本人の承諾をもって会員とする。

第7条（入会金及び会費）

- 1 入会金及び会費については、別途総会の議決をもって定める。ただし、協賛会員及び名誉会員については、入会金及び会費を納めることを要しない。
- 2 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第8条（資格の喪失）

会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき

- (3) 本会が解散したとき
- (4) 会費を1年以上滞納したとき（休会者を除く）
- (5) 除名されたとき

第9条（休 会）

会員は、やむを得ない事情がある時は、その事情を届け出ることにより、期間を限って休会することができる。

第10条（退 会）

会員が退会しようとするときは、その事由を付して退会届を本会に提出しなければならない。

第11条（除 名）

会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議を経てこれを除名する。

- (1) 本会の名誉を傷付けたとき又は本会の目的に違反する行為があったとき
- (2) 本会の会員として義務に違反したとき

第3章 役 員

第12条（役 員）

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 7名以内
- (4) 監 事 1名

第13条（役員を選任）

役員は、総会で選任する。

第14条（会長、副会長及び理事の職務）

- 1 会長は本会を統括し代表する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職を代理し又はその職務を行う。
- 3 理事は理事会の構成員として本会運営に参画するとともに、担当する委員会を統括し、運営する（総会の権限に属せしめられたものを除く。）。

第15条（監事の職務）

監事は、本会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 本会の財産の状況を監査すること。
- (2) 役員の実務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会又は理事会に報告すること。
- (4) 前各号の報告をするため必要がある場合に総会又は理事会を招集すること。

第16条（役員任期）

- 1 本会の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後であっても後任者が就任するまで、なおその職務を行う。

第17条（役員解任）

役員が次の各号の一つに該当するときは、総会の3分の2以上の議決により解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

第18条（名誉会長、顧問及び参与）

1 本会には、名誉会長、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与は、総会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 名誉会長は、総会に出席して意見を述べることができる。

4 顧問は、本会の運営に関する重要な事項について会長又は理事会の諮問に応ずる。なお、特別顧問は、総会及び理事会に出席して意見を述べるができる。

5 参与は、総会の諮問に応ずる。

第4章 会 議

第19条（総会の構成）

総会は、第5条第1号の正会員をもって組織する。

第20条（総会の招集）

1 通常総会は、毎年1回会長が招集する。

2 臨時総会は会長が必要と認めたとき、会長が招集する。

3 前項のほか、正会員の5分の1以上から会議に附議すべき事項を示して総会の招集を請求されたとき、会長はその請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は少なくとも10日以前にその会議に附議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。なお、必要に応じ、メール又はファックス（以下「メール等」という。）によることができる。

第21条（総会の議長）

総会の議長は会長とする。ただし会長は代理の者を議長に指名できる。

第22条（総会の議決事項）

総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 財産目録及び貸借対照表

(4) その他この協会の業務に関する重要事項で会長が必要と認めたもの

第23条（総会の議決）

1 総会の決議はこの規約に別に定めるもののほか、出席した正会員の議決権の過半数で議決する。ただし、可否同数のときは議長が決する。また、正会員は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するときは、メール等により案件を示し議決を求めることができる。この場合、3分の2以上でもって議決し、会長は、結果について、遅滞なく会員に報告する。

第24条（議決権）

正会員は、総会の議決につき、1人1個の議決権を有する。

第25条（理事会）

- 1 第11条の役員を理事とし、理事会を組織する。
- 2 理事会は会長を議長とし、総会付議事項のほか、会の運営に関する重要事項を審議・決定する。

第26条（委員会の構成）

- 1 委員会は、普及委員会、競技委員会、技術委員会、連絡・調整委員会、総務広報委員会及び特別委員会とし、会員の一部メンバーにより組織する。
- 2 各委員会の設置及び廃止については、総会の議決を必要とする。

第27条（委員会の活動）

- 1 普及委員会は、トライアスロンの普及発展に係る活動を行う。
- 2 競技委員会は、トライアスロン競技力の向上に係る活動を行う。
- 3 技術委員会は、トライアスロンの技術審判面の向上に係る活動を行う。
- 4 連絡・調整委員会は、班制度の運用に関する活動及び県協会等との連絡調整に関する活動を行う。
- 5 総務広報委員会は、本会の運営及びブログ更新等に関する活動を行う。
- 6 特別委員会は、榛名湖リゾートトライアスロンの支援等、本会に関連する特別な活動を行う。
- 7 各委員会は、担当する理事（委員長）が会員の協力を得て組織し、運営に関する重要事項を決定し運営する。

第28条（議事録）

会長は、総会の議事録を作成し、必要な署名（1名以上）を得てこれを保存する。

第5章 予算及び会計

第29条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第30条（経費）

本会の経費は、次に掲げるものをもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 事業収入
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

第31条（予算）

会長は、毎会計年度の予算案を作成し、通常総会の議決を経なければならない。

第32条（目的外支出）

- 1 会長は、予算成立までの間において通常必要とされる必要最小限の経費の支出を行うとともに、これを毎年度の予算の内数として処理するよう求めることができる。
- 2 会長は、予算に定める目的以外に経費の支出をしてはならない。ただし、予算の執行上の必要による最小限の支出についてはこの限りでない。

- 3 会長は、前項ただし書の規定により支出をしたときは、その後最初に開催される理事会の承認を得なければならない。なお、必要に応じ総会に報告する。

第33条（決算報告書）

- 1 会長は、毎会計年度終了後、本会の収入及び支出の決算報告書を作成し、監事に提出しなければならない。
- 2 監事は、前項の決算報告書を監査し、その結果について意見を付記しなければならない。
- 3 会長は、通常総会に前項の決算報告書を提出しなければならない。

第6章 規約の変更及び解散

第34条（規約の変更）

この規約は、総会において出席者の過半数の決議により変更することができる。

第35条（解散）

本会は、会員の過半数が出席し、その議決権の過半数の決議により解散することができる。

第7章 細則

第36条（細則）

本規約の実施に必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

この規約は、平成25年4月14日（設立総会の日）から施行する。

附則

この規約は、平成29年4月9日から施行する。

附則

この規約は、平成30年4月22日から施行する。

附則

この規約は、令和2年4月19日から施行する。

上記記載事項に間違いがないことを証明する。

高崎市トライアスロン協会会長